

改正案	現行
<p>（有価証券の譲渡に関する制限等）            第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。</p> <p>一 社債券（振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（振替外債に係るものを除く。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 振替社債、振替投資法人債、相互会社の振替社債、振替特定社債及び振替外債（以下この号において「振替債」という。）</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三了九（略）</p>	<p>（有価証券の譲渡に関する制限等）            第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。</p> <p>一 社債券（振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 振替社債、振替投資法人債、相互会社の振替社債及び振替特定社債（以下この号において「振替債」という。）</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三了九（略）</p>

改正案

現行

<p>（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）</p> <p>第十四条の九の二 令第三条の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十の二において「短期外債」という。）とする。</p> <p>一 円建てで発行されるものであること。</p> <p>二 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>三 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>四 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>五 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p> <p>（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）</p> <p>第十四条の十五の二 令第三条の二の二に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

[

改正案	現行
<p>第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 振替外債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二百一十七条において準用する同法第六十六条（第一号を除く。）（）に規定する振替外債をいう。以下この号において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの。</p> <p>イ 円建てで発行されるものであること。</p> <p>ロ 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。</p> <p>ハ 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。</p> <p>ニ 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。</p> <p>ホ 利息の支払期限を、ニの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p> <p>二 前条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p>	<p>第二条 令第十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、前条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p>